

焼津市週休 2 日工事（土木工事等）特記仕様書（別紙 1）

第 1 条 目的

本特記仕様書は、週休 2 日工事の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第 2 条 用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（3）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上、25%以上 28.5%未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4%以上 25%未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

（5）月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、週休 2 日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

（6）通期の週休 2 日

対象期間の現場閉所率が 28.5%以上の状態をいう。

第 3 条 実施方法

週休 2 日工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに 4 週 8 休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実

施が困難な場合には、対象期間開始前に発注者と受注者とが協議して方針を決定するものとする。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4条 費用の計上

静岡県が定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。